

(別紙)

諮問番号：令和4年度諮問第37号

答申番号：令和5年度答申第1号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

請求人は、処分庁の職員Aに、本件解決金112万2,040円（請求人が提起した損害賠償請求事件に関し当時の担当弁護士が遅延や情報漏洩した解決金）のうち112万2,000円を納付済みであり、このことは、次の点からも裏付けられるので、原処分（生活保護費返還処分）は違法又は不当である。

- (1) 請求人が従前の収入認定にはきちんと対応している。
- (2) 隠匿しようとするならば本件解決金受領の事実をわざわざ処分庁に知らせることは経済的に不合理である。
- (3) 職員Aが本件解決金の交付直後に退職又は育休で請求人の担当を離れる行動は不合理である。

2 処分庁の主張の要旨

次のとおり、原処分は、関係法令等に基づき適正に行われており、何ら違法な点はない。

- (1) 本件解決金は、臨時的収入とみるべきもので、請求人は本件解決金を受領した際、収入申告した上で、自らの生活に充てるべきであったが、速やかに収入申告しなかったことから、処分庁は生活保護法（以下「法」という。）第63条に定める資力がありながら保護を受けた場合として原処分を行った。
- (2) 職員Aは、請求人が主張する令和2年11月30日頃、請求人と面会したことはなく、本件解決金を受領した事実もない。
- (3) 請求人は、処分庁から指導されて初めて申告したのであり、この対応は不誠実である。また、本件解決金の申告は経済的に不合理だから真実だと主張するが、請求人は合理性を欠いた事実を多数主張しており、むしろ、保護費の返還等を免れる行動をしている。

第3 審理員意見書の要旨

- 1 原処分は、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。

- 2 請求人は本件解決金を受け取り、最低生活に活用し得る資力を得たものというべきであるから、処分庁が、臨時的な収入があったものと認定して、原処分を行ったこと自体に、不合理な点があったということはできない。また、請求人は、本件解決金を職員Aに交付したと述べるのみで、客観的な資料をもって当該事実が真実であることにつき合理的な疑いを差し挟まない程度に明らかにしたとは到底いえないから、処分庁において、当該事実を前提として要返還額に係る債務が消滅したものと認定することはできない。

- 3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和5年2月22日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月28日、同年3月28日及び4月10日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

法第63条は、被保護者が急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施期間の定める額を返還しなければならないと規定する。

また、保護費の返還に係る事務は、地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めている。こうした基準によれば、同条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものであり、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきとされている。

そこで本件をみると、請求人は、本件解決金を受領し、職員Aに交付した旨を処分庁に申し立てたところ、処分庁は、収入申告を受けた事実及び職員Aが本件解決金を受け取った事実がないこと、請求人が警察への被害届を出す予定であると述べたため、保護費の返還処分を保留したことが認められる。その後、処分庁は、捜査状況に進展が見られなかったため、必要経費等の控除の可否を請求人に確認した上で、本件解決金のうち8,000円を超える額（111万4,040円）について返還を求める原処分を行ったことが認められる。

請求人は、本件解決金受領の事実をわざわざ処分庁に知らせていることからしても、本件解決金の存在を隠匿する意図はなく、職員Aに庁舎内で確実に手渡した旨を主張する。しかしながら、当審査会において、処分庁が本件解決金につき行った内部調査に関わる説明資料を確認した限りでは、令和2年11月30日頃に職員Aに対して本件解決金を庁舎内で直接交付したとの請求人主張の事実は認めることができず、また、請求人においても、自身の主張を裏付けるに足る説明や証拠資料の提出が十分に行われているとも言い難い。そうである以上、本件解決金について返還させることとした原処分に不合理な点は見当たらない。

以上のとおり、原処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められないから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長）	岸	本	太	樹
委員	鳥	井	賢	治
委員	日	笠	倫	子